

入札監理小委員会における審議の結果報告

東京国立博物館等施設管理・運営業務

公共サービス改革基本方針別表において、独立行政法人国立文化財機構の「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成 21 年 10 月から 2 年 6 ヶ月の契約により、落札者による事業を実施する旨が定められている。これに基づいて機構から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果について報告する。

1. 対象業務の範囲について

【論点】

博物館においては、来館者に対する接客業務全般を「監視等業務」として、外部委託されているが、この業務についても、対象業務に含めてはどうか。

【対応】

国立文化財機構と議論した結果、監視等業務については、実施要項の策定期間や落札者の引き継ぎ期間を考慮すると本年 10 月から事業を開始することが事実上困難であると認められるため、今回の実施要項には含めないが、本業務とは別契約として、平成 22 年 4 月より事業を開始すべく民間競争入札を実施することとした。(別紙:国立文化財機構提出資料参照)

2. サービスの質の設定について(実施要項 P.4)

【論点】

サービスの質として、「一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生」と「東博等運営に重要な影響を与える事象」がないことを要求水準としているが、本業務の主な目的は、文化財の保存及び来館者の快適性を確保することにあるため、この点についてより具体的な質の設定を行い、受託事業者に対して質を明確にすべきではないか。

【対応】

国立文化財機構と協議の上、展示場及び収蔵庫について、それぞれ温度 23 ± 1 、湿度 $55\% \pm 5\%$ を確保することとし、サービスの質の数値化を行い、受託者に対する要求水準をより明確にした。

以上

平成21年3月13日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館・東京文化財研究所

東京国立博物館等の施設管理・運營業務の対象業務について

1. 監視等業務を民間競争入札の対象とするかについて

・東京国立博物館等は、3月3日に開催された入札監理小委員会の審議を踏まえ、監視等業務を民間競争入札の対象とすることとして検討いたします。

2. 民間競争入札の時期について

・監視等業務が館の運営に深くかかわることであるため、業務の質についての指標や仕様づくり等を慎重に検討を重ねた上で実施要項等に反映させる必要があります。したがって、10月から実施する設備保守・清掃等の業務とは同時期の実施ではなく、平成22年4月からの実施で検討を進めたいと考えます。

このことから設備保守・清掃等を監視等業務とは別に民間競争入札を行うこととしますが、これらの実施状況を踏まえて両業務を1つの民間競争とすべきかどうかは将来検討したいと考えます。